

## 矢板市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとする。ただし、広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次に掲げる広告については、掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動、又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 個人、団体等の意見広告、又は名刺広告に該当するもの
- (5) 根拠のない表現、又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (6) あたかも市が推奨、又は関与しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 消費者金融專業会社に関するもの
- (8) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に定める営業に該当するもの
- (10) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定したホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載順位等)

第3条 掲載する広告の順位は、原則として市に申込書を提出した順番とする。

2 広告の掲載は、1広告主当たり1枠とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定する箇所とする。

2 広告の掲載枠数は、その都度、市が決定する。ただし、第7条第3項に該当する場合はこの限りではない。

(広告枠の規格)

第5条 1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル×横180ピクセル
- (2) 10キロバイト以内
- (3) JPEGまたはGIFファイル形式

2 前項に定めるもののほか、広告の画像を高速点滅させること（部分的なものも含む。）は、認めないものとする。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額15,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1箇月単位とし、年度は超えないものとする。

広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

2 広告の掲載時間は、掲載期間の初日の午前9時から最終日の午後5時までとする。

3 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外の理由で市ホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じて掲載期間を延長するものとする。

ただし、これにより難いと市が認めるときは、当該日数分につき広告の掲載料を日割り計算により減額することができる。

(広告掲載申し込み及び決定)

第8条 市ホームページに広告を掲載しようとするものは、矢板市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、広告掲載を開始しようとする日の20日前又は市が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 広告原稿（データ）

(2) 会社案内・パンフレット等（事業内容、社歴等がわかるもの）

2 広告の字句、デザイン、色彩等（以下「広告内容」という。）は、市ホームページのイメージを損なうことのないよう、事前に市と協議するものとする。

3 広告内容及びその作成費用は、広告主の責任及び負担とし、市は一切責任を負わないものとする。

4 市は、前項の申し込みがあったときは、審査により諾否を決定し、矢板市ホームページ広告掲載(非掲載)決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。ただし、掲載を採用する場合は、口頭により通知し、矢板市ホームページ広告掲載決定通知を省略することができる。

5 広告主は、広告掲載を開始する日の前日までに、市が発行する納付書によ

り掲載料を納入しなければならない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

2 広告主は、申し込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、又は権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告審査会)

第10条 第2条に規定する広告内容の審査を行うため、矢板市ホームページ広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の運営に関する必要な事項は、市長が定める。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

(2) 掲載決定後、広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(3) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申し込み時から変更され、第2条に該当していると判断した場合

(4) その他市長が不適切と判断した場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。